

令和5年度 第1回

東京都

医療的ケア児支援地域協議会

- ▶ 日 時 : 令和5年7月12日 (水曜日) 18時30分から
- ▶ 実施方法 : オンライン会議

会議の進行

I 開会

- 1 障害者施策推進部長挨拶
- 2 委員・幹事紹介
- 3 会長の互選・副会長の指名

II 議事

- 1 令和5年度医療的ケア児等コーディネーター関連事業の取組状況
- 2 令和5年度障害者（児）ショートステイ事業の実施状況
- 3 医療的ケア児支援センターの運営状況の報告
- 4 その他

III 閉会

議事 1

令和5年度医療的ケア児等コーディネーター 関連事業の取組状況について

1 - 1 都におけるコーディネーター養成研修の実施状況

- 平成30年度よりコーディネーターの養成を開始
- 東京都立小児総合医療センターに研修実施を委託
- 修了生へのフォローアップ（症例検討会）も実施

令和5年6月9日区市町村説明会資料

医療的ケア児等コーディネーター養成研修とは

目的

医療的ケア児等の支援を総合調整する者を養成し、地域で安心して生活できるよう体制整備を図ること

受講対象

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等

医療的ケア児等コーディネーターには、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のキーパーソンとしての役割

東京都では平成30年度から実施

2

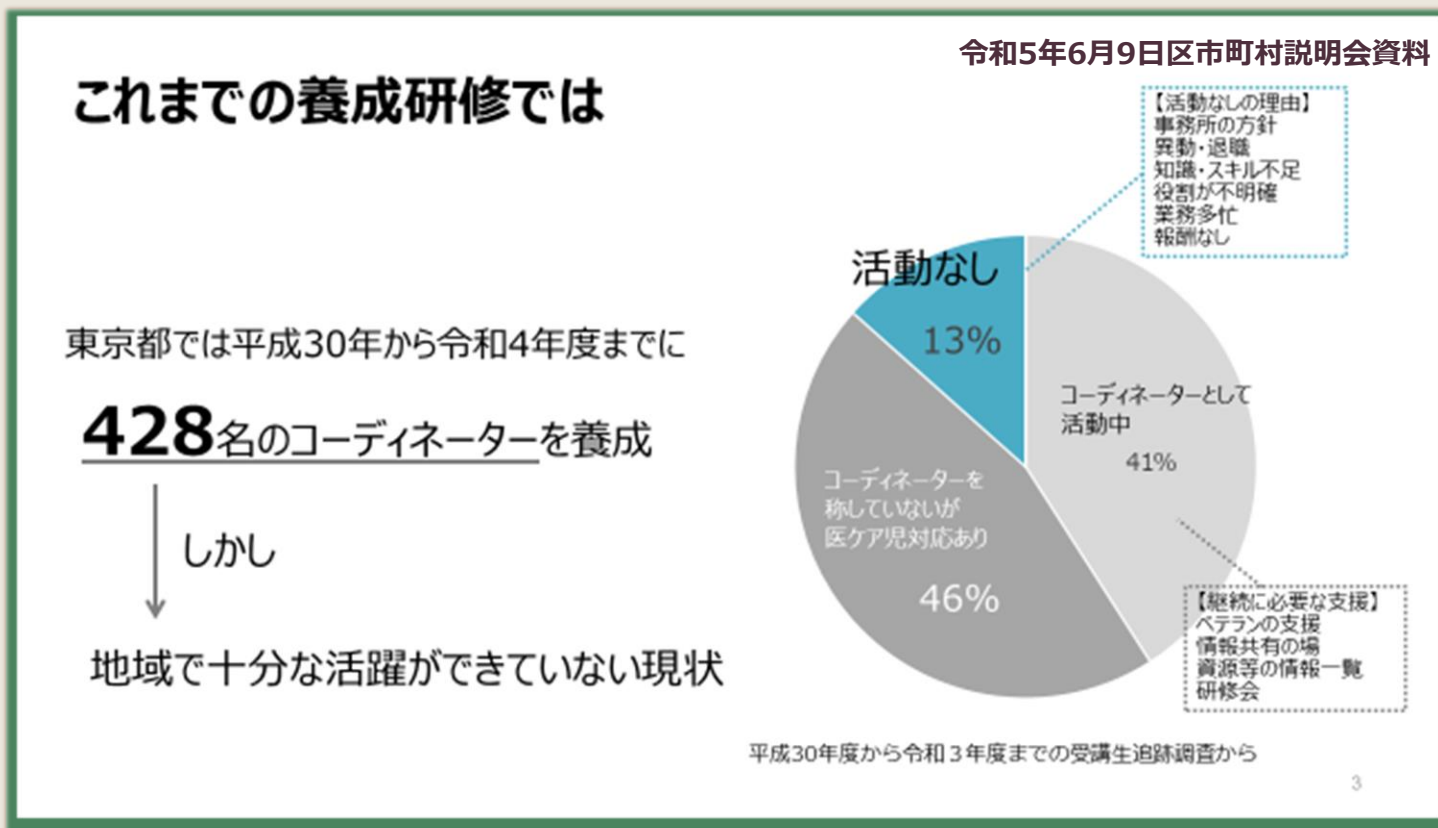
1 - 2 研修修了者数と活動状況

○令和4年度までの研修修了生は **428名**

○コーディネーターとして活動中の修了生は **約4割※**

※令和5年1月追跡調査実施

平成30年度から令和3年度までの修了生325名のうち199名が回答



1 - 3 自治体におけるコーディネーターに係る課題認識

令和5年6月9日区市町村説明会事前アンケートから抜粋

役割 位置づけ

- ▶ 役所内で役割を明確にできず、活動につながらない

連携

- ▶ コーディネーター間の連携、他自治体の状況を知りたい
- ▶ 公表していない相談支援専門員も多く、連携しにくい

継続性

- ▶ 役所内に1名のみ配置、今後計画的な養成が必要
- ▶ 人事異動後、活用できない

知識 スキル

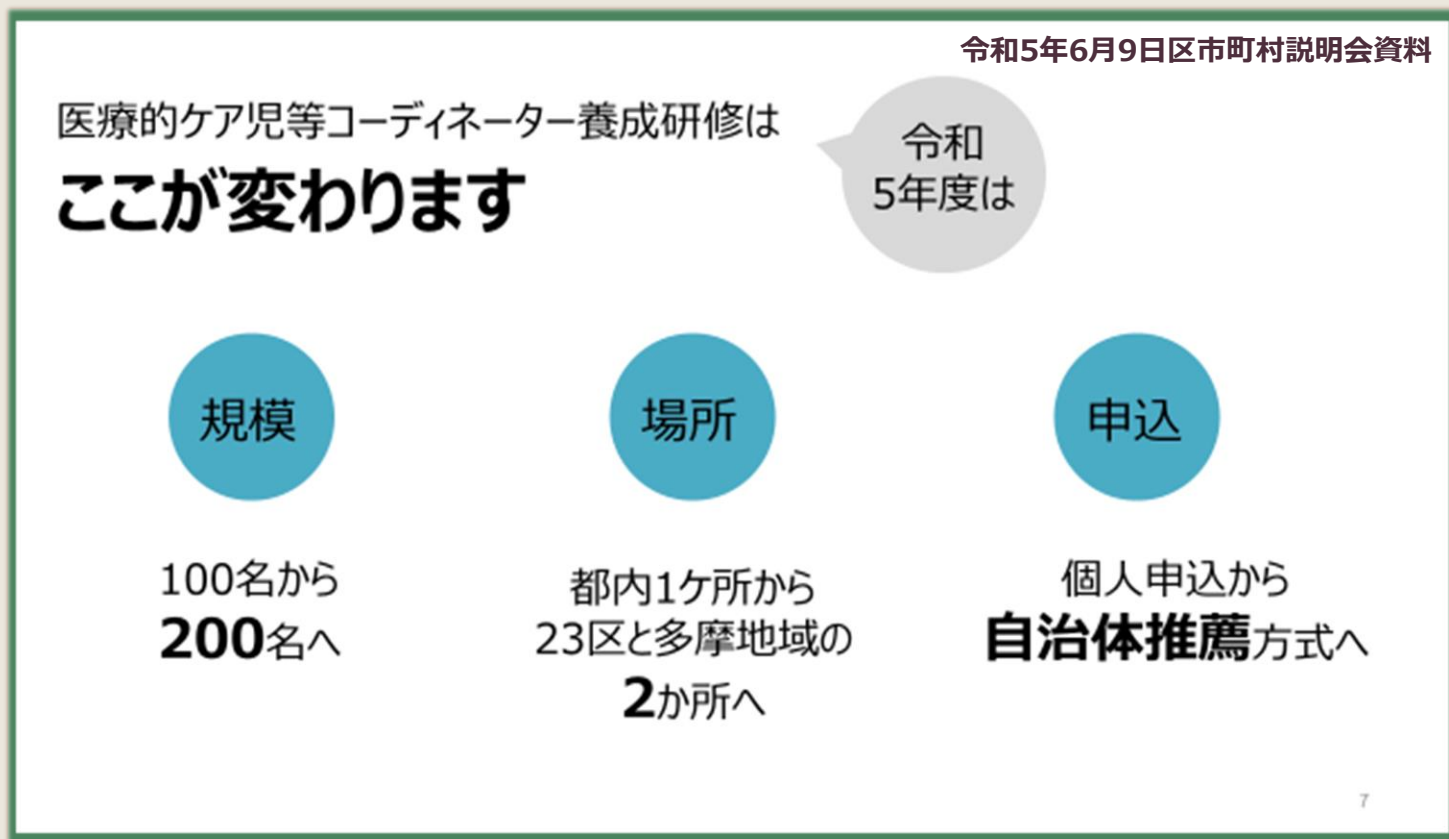
- ▶ 福祉職の場合、医療的知識がない、難しい

報酬

- ▶ 無報酬でコーディネーターにどこまでお願いできるのか

1 - 4 令和5年度研修実施方法等の見直し

○活動の実態やニーズを踏まえて、5年度は、**受入規模・実施拠点拡充**のほか、**申込・推薦プロセス**を見直し



1 - 5 受入規模と実施拠点の拡充

- 一部自治体における複数名の養成・配置の意向も踏まえ、年間の受入規模を100名から200名に増加
- 多摩地域（東京都立小児総合医療センター）での養成に加え、新たに区部での養成を開始

令和5年6月9日区市町村説明会資料

<令和4年度までの研修の構成>

エリア	都全域
委託先	都立小児総合医療センター
規模	100名
講義時間	14時間
演習時間	14時間
フォロー研修	1.5時間/回

<令和5年度の研修の構成>

エリア	23区・多摩地域
委託先	医療法人財団はるたか会・都立小児総合医療センター
規模	200名（区部120名/多摩80名）
講義時間	14時間
演習時間	14時間
フォロー研修	1.5時間/回

1 - 6 申込から決定までのプロセスの見直し

従来

希望者個人による申し込み、委託先にて受け付け、都から自治体に推薦の順位付けを依頼、自治体の推薦順位を踏まえて、都が受講者を決定

- ▶ 申込段階で自治体側で主体的な関与ができず、計画的な配置、支援体制の整備が進まない実態あり

見直しのポイント

自治体による配置計画（配置先、役割、人数など）に基づいた受講者推薦を受け付け、委託先も関与の上、都が受講者を決定

令和5年6月9日区市町村説明会資料

申込
個人申込から
自治体推薦方式へ

1 配置計画作成

自治体の事業計画
どこに
どんなスキルをもつ人を
何人配置



2 受講生推薦

コーディネーターが不足する
部署（センター）エリア等に
必要な人材を配置するために

配置計画を作成する
効果として・・・

支援体制の構築
地域の活性化
モチベーションアップ
主管課の負担軽減
優秀人材の確保防止など

1-7 フォローアップの見直し

従来

研修修了生を対象に、参加者からの相談事項への対応、情報提供、グループワークによる症例検討を実施（年4回）

- ▶ 経験の浅い、知識・スキルに不安のある修了生へのフォロー・サポートが不十分

見直しのポイント

① 経験・スキルに応じた習熟度別のフォローアップ

- ▶ 初任者：区部 現任者：多摩



② 区部・多摩合同で全体フォローアップ

- ▶ 区市町村（もしくは圏域）単位のグループセッション

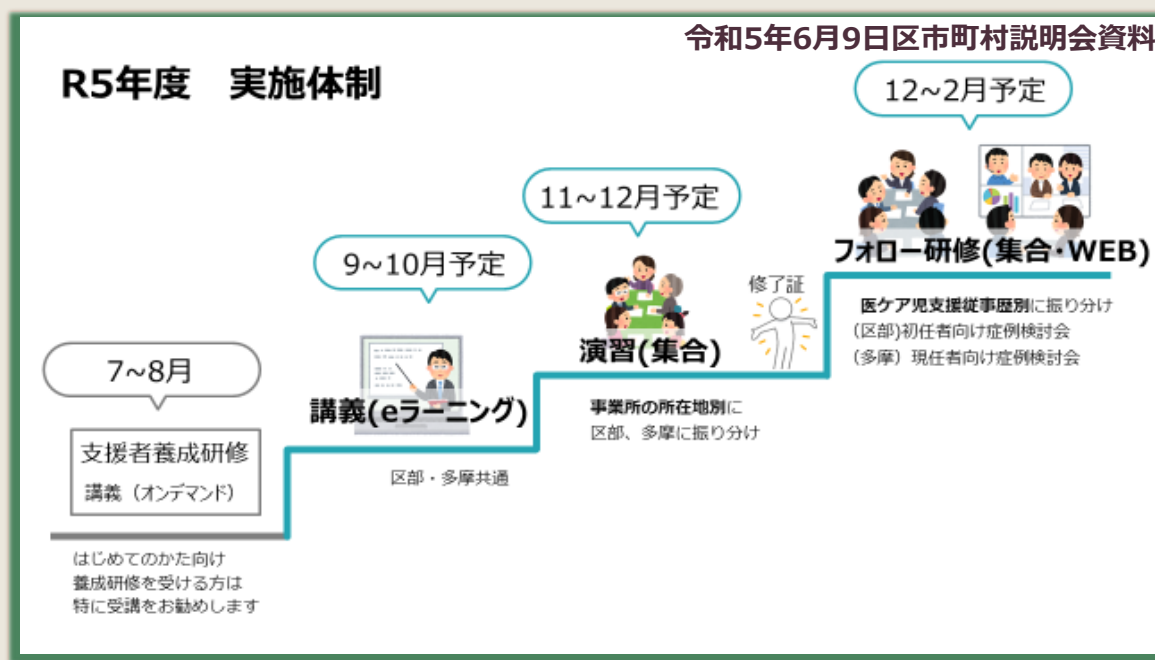
中核的なコーディネーターがファシリテーター役



「顔の見える関係」を構築

1 - 8 今後の研修の進め方・予定

- ▼ 7～8月 各自治体から配置計画提出・推薦
受講者決定
- ▼ 9～10月 講義（e-learning）
- ▼ 11～12月 演習（集合）
- ▼ 12～2月 フォローアップ研修



1 - 9 区市町村担当者向け事前説明会の実施

目的

- ・ 5年度の事業規模の拡充、新たな実施方法・内容について、事前に周知を図ること
- ・ 自治体のコーディネーターに期待される役割の再確認のほか、研修終了後実際に活動を行うこと、継続性のある配置を改めて要望

対象

自治体の障害福祉主管課担当職員

参加規模

35区市町村

その他

特別区障害福祉課長会において、実施内容の説明・報告

1-10 コーディネーターに期待すること（富田委員より）

児と親御様からの期待⇒「寄り添い」

令和5年6月9日区市町村説明会資料
（東京都立小児総合医療センター在宅診療科
富田部長説明）

- 医療的ケア児とその家族を理解しようとする**真摯な姿勢**
- 資源や制度の「**正確な**」情報←不正確な情報は親御様や他の支援者の混乱を招く。情報開示の際には十分な確認を
- ニーズにあった**アセスメント**をする能力
- 情報提供だけでなく、医ケア児と支援者や施設・制度とつなぐ**コーディネート**
- そして、人生に寄り添う「**継続性**」

自治体配置コーディネーターへの支援者からの期待

- ①在宅移行時期・退院早期からの介入
⇒**退院前支援会議**への参加を
- ②**基本相談**
- ①②についてはコーディネーターの基本となる重要な役割であると同時にそれを支える制度が東京都にできました！！
- ③**地域のコーディネーターの後方支援**、そして育てる役割も
- ④自治体、地域の支援者や施設、教育なども含めて**顔の見える関係の構築**、**地域支援会議の主催**
- ⑤地域に必要な**資源**を作る、交渉する
- 「**継続性**」

1-11 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（目的・実施主体）

目的

民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に係る経費を補助し、地域における活動の定着を促進すること

実施主体

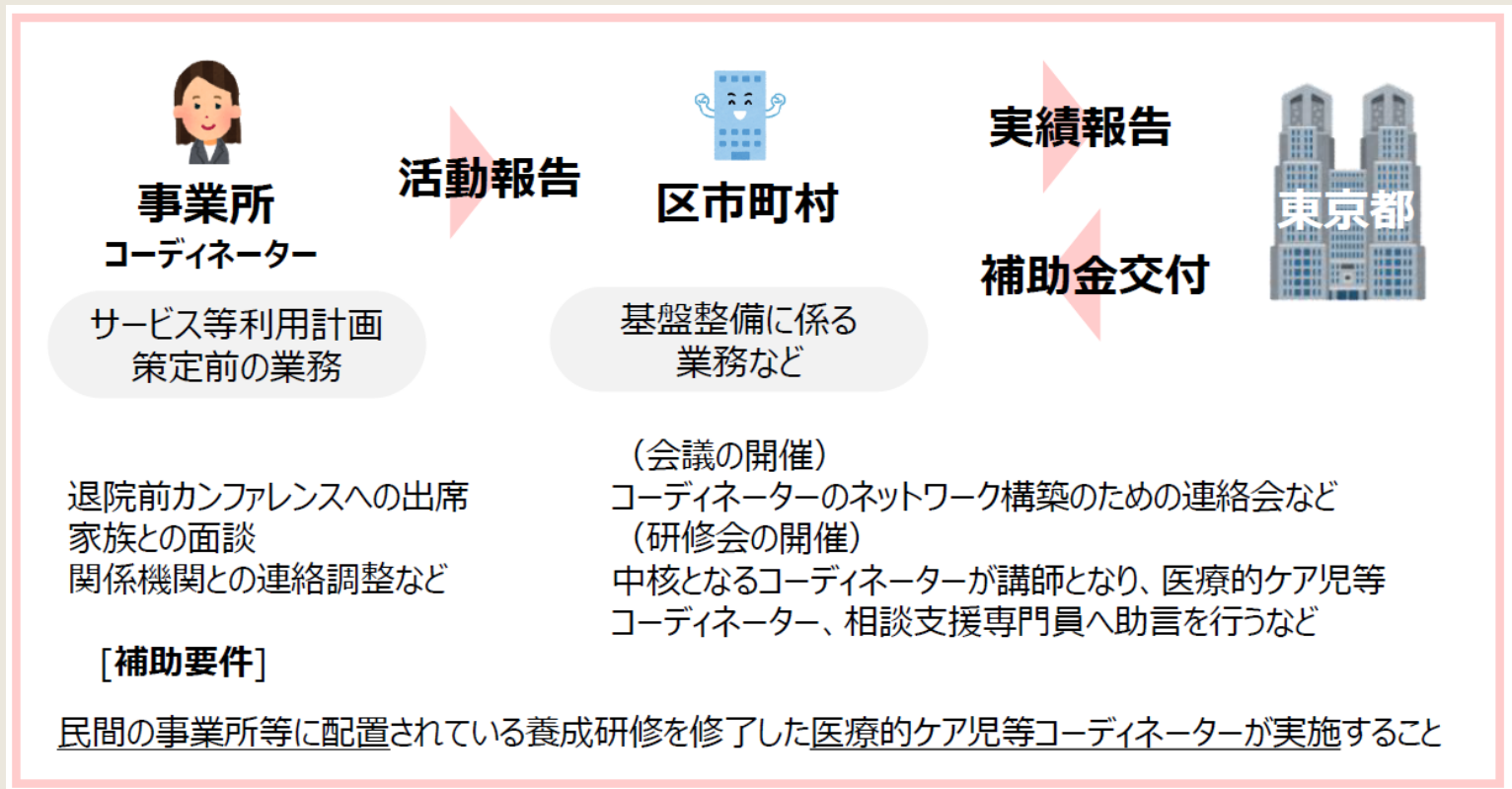
以下の全ての要件を満たす自治体

- 1 医療的ケア児等コーディネーターを自治体内に配置していること
- 2 医療的ケア児等支援の協議の場を設置していること
- 3 医療的ケア児等支援の協議の場に医療的ケア児等コーディネーターを参画させていること

1 - 12 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（実施内容・補助要件）

実施内容・補助要件

- 1 区市町村における医療的ケア児等支援の基盤整備に係る業務
- 2 サービス等利用画策定前の業務



1-13 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（補助内容①）

補助対象①

1 区市町村における医療的ケア児等支援の基盤整備に係る業務

■ 補助対象経費

- ✓ 研修会開催経費
- ✓ コーディネーター連絡会開催経費
- ✓ 関係機関ネットワーク会議開催経費
- ✓ 事例検討会開催経費
- ✓ その他自治体が必要と判断する業務

■ 補助上限

年間 3 回まで
上限額420,000円

■ 補助割合

都：10分の10

研修会・検討会



連絡会



1 - 14 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（補助内容②）

補助対象②

2 サービス等利用画策定前の業務

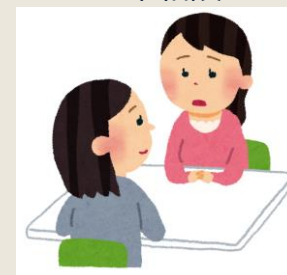
■ 補助対象経費

- ✓ 退院時カンファレンス参加経費
- ✓ 在宅移行支援に係る連絡調整業務
- ✓ 基本相談業務
- ✓ 個別支援会議参加経費
- ✓ 個別支援に係るスーパーバイズ

退院時カンファレンス



基本相談



■ 補助上限

医療的ケア児等
1人当たり 8時間まで
上限額 32,000円

■ 補助割合

都 : 4分の3
区市町村 : 4分の1

1 - 15 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（スケジュール）

スケジュール

- ▼ 5月 区・市課長会において事業説明
- ▼ 6月 区市町村宛て実施通知
- ▼ 7月 事業計画・交付申請提出
- ▼ 8月以降 交付決定

スケジュール

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	R6.4
都	実施通知	交付決定			
区市町村	事業計画 交付申請	事業実施			実績報告

議事 2

令和5年度障害者（児）ショートステイ事業 の実施について

2-1 医療型短期入所の受入先・病床の拡充に向けた取り組み

短期入所開設支援 (R5新規)

◆医療型短期入所の新規開拓

- ▶ 他自治体での実績のある民間の医療コンサルタントに委託
- ▶ 医療機関等に対し、障害福祉サービス(医療型短期入所)の説明、事業指定に向けた支援

①開拓提案のための個別訪問

- ▶ 病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、医療型短期入所事業所開設の提案、働きかけのため、訪問説明を実施

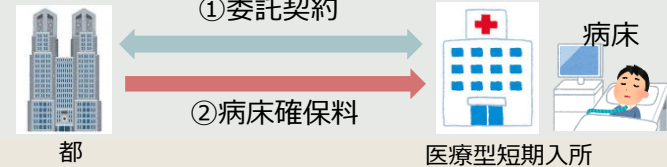


②相談窓口の設置・事業所への説明会



病床確保 (R5拡充)

- ▶ 短期入所事業所の指定を受けた施設を対象
- ▶ 重症心身障害児者、医療的ケア児者専用の病床確保を目的



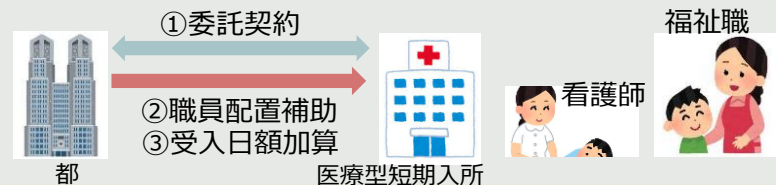
医療機器等整備費補助 (R5新規)

- ▶ 病床確保事業を新たに実施、又は契約病床の規模を拡充する施設が対象
- ▶ 必要となる医療機器等の整備費用を補助



受入促進員配置 (R5拡充)

- ▶ 病床確保事業契約施設のうち、超・準超重症児者等の受入が一定基準以上の施設を対象
- ▶ 看護師配置等の加算、超重症児等の受入の日額加算



医療的ケア児等に対応するショートステイの受入先の拡充へ

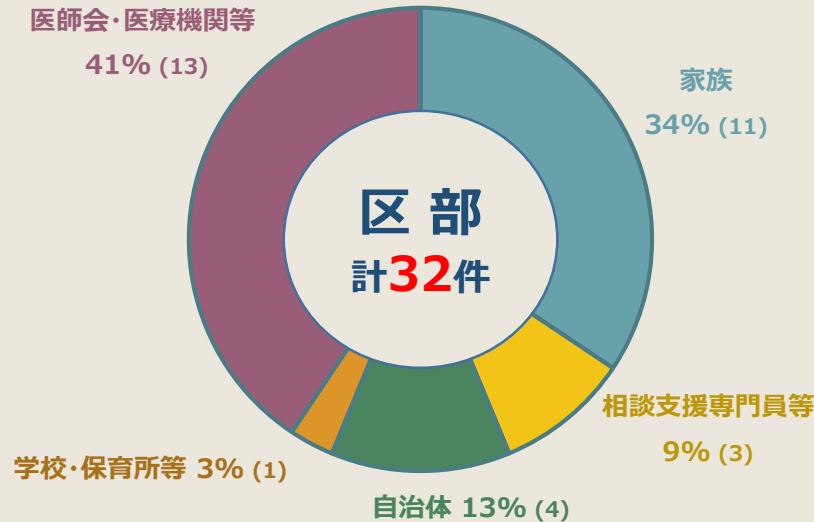
議事 3

医療的ケア児支援センターの運営状況の報告 について

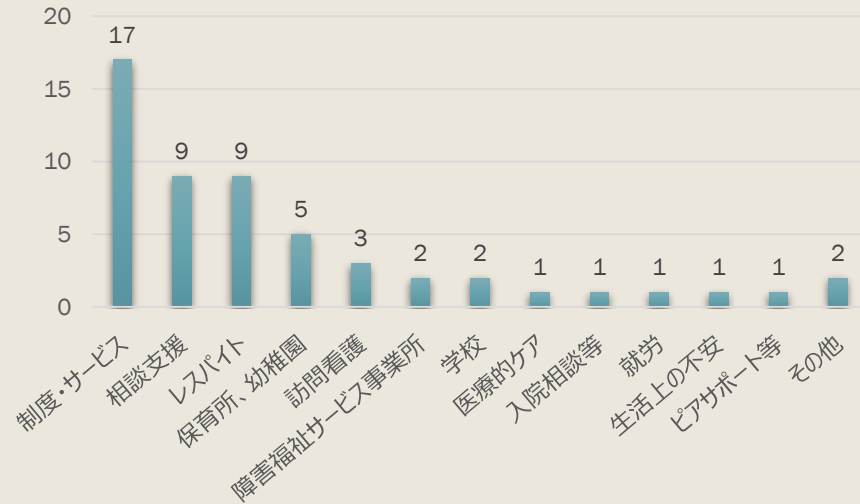
3-1 支援センター（区部）の状況①（令和5年4月～6月）

■ 個別支援 特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応

相談者属性



相談等の内容



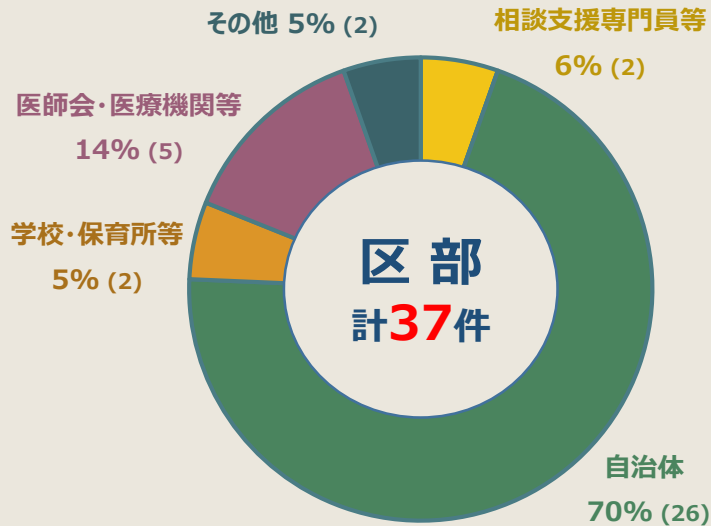
相談事例

- 子が入院し、今後経管栄養が必要になった。これまで保育園に通っていたが、退院後の通園先について相談したい（家族）
- 胃ろうを要する子について、区内での受入可能な保育所の空きがなく、受入れができる保育所以外の事業所の情報について知りたい（区保育主管課）

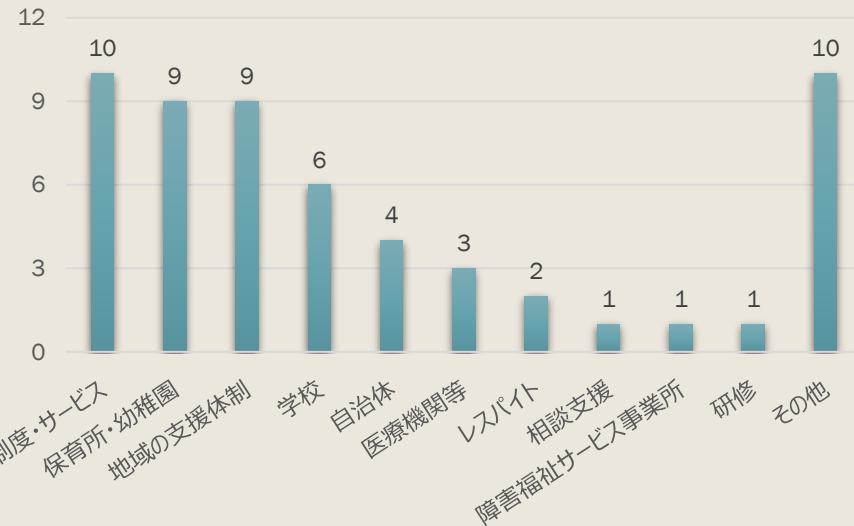
3-2 支援センター（区部）の状況②（令和5年4月～6月）

■ 地域支援 自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援

相談者属性



情報提供等の内容



「その他」：実態調査の項目、医療的ケア児支援を行う団体等への寄付など

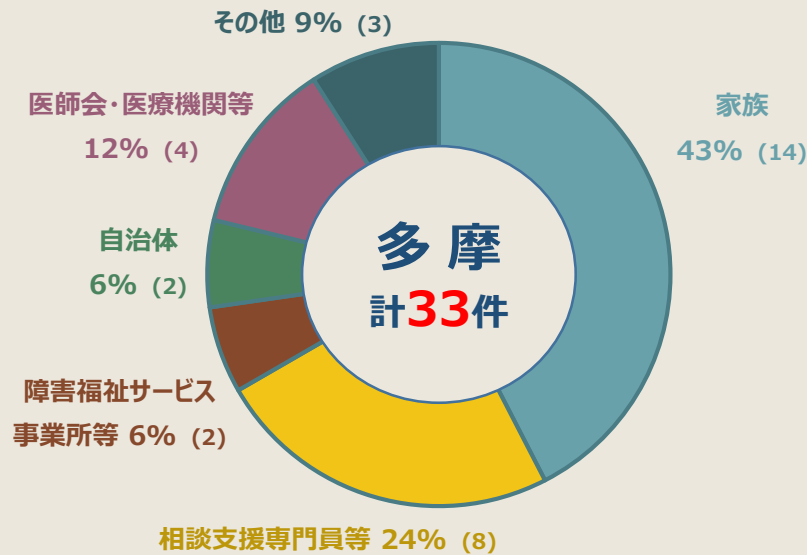
相談事例

- 小中学校での受入れにあたり、教員や教育委員会職員向けの研修を検討しているが、講師に適切な有識者を紹介してほしい（区教育委員会）
- 人工呼吸器、在宅酸素濃縮器の使用などに対応している他区の保育所の情報を知りたい（区保育主管課）

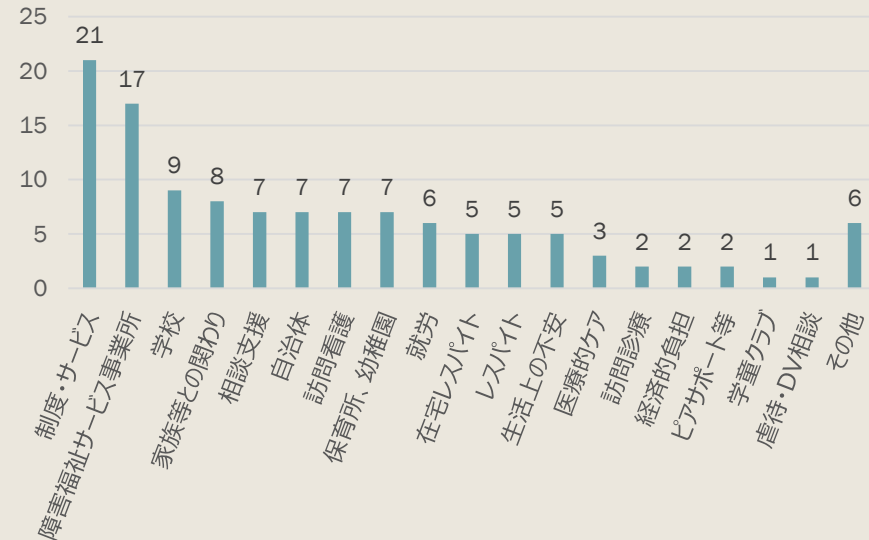
3-3 支援センター（多摩）の状況①（令和5年4月～6月）

■ 個別支援 特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応

相談者属性



相談等の内容



「その他」：病院間の連絡調整、車椅子製作事業者の情報など

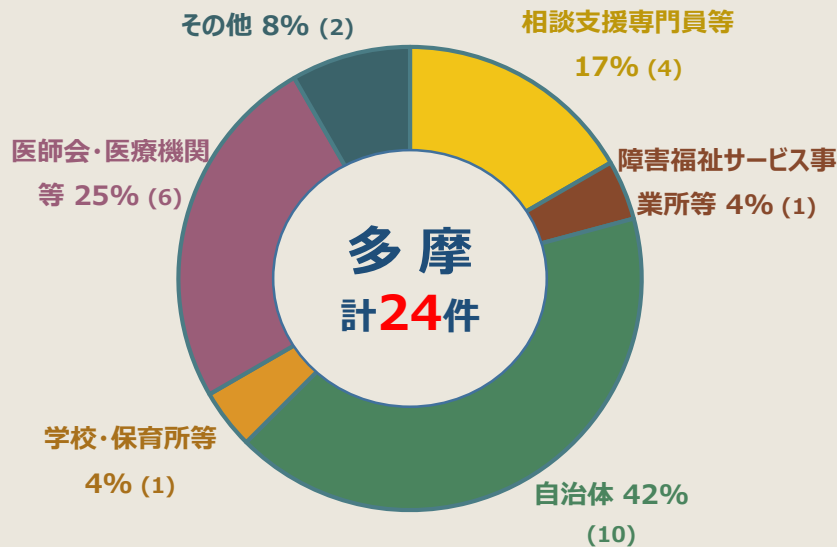
相談事例

- 就学に伴い長期休暇中の対応が必要になり、働き続けられるか不安（家族）
- 成長とともに入浴介助の身体的負担が大きくなり困っている。利用できるサービスがあるか（医療的ケア児等コーディネーター）

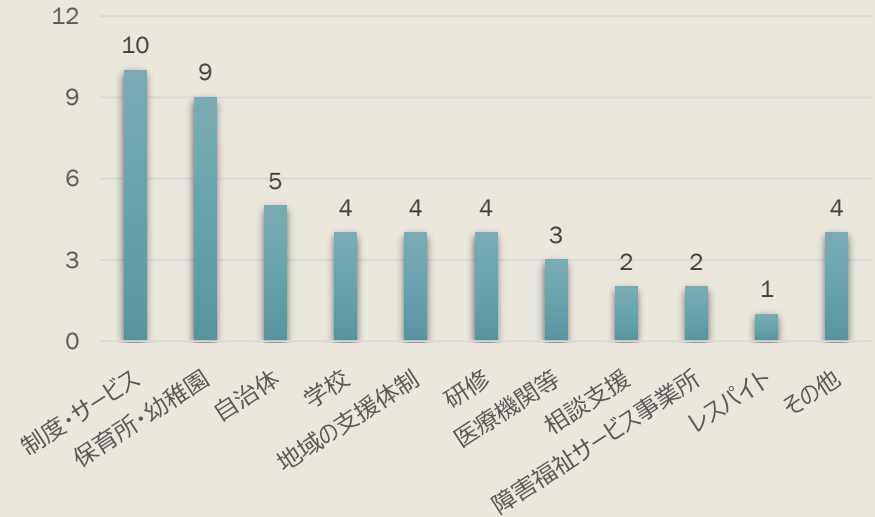
3-4 支援センター（多摩）の状況②（令和5年4月～6月）

■ 地域支援 自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援

相談者属性



情報提供等の内容



「その他」：看護師向け実地研修講師の紹介など

相談事例

- 医療的ケア児の受入れを検討しているが、受入れに当たって必要なことを知りたい（保育園）
- 医療的ケア児の小学校への通学に関して、他自治体のガイドラインを教えてください（市教育委員会）

議事 4

その他

4-1 東京都障害者・障害児施策推進計画の実施状況と次期計画の策定に向けた検討について

■実施状況（令和4年度末）

令和5年度末までに達成すべき成果目標

＞成果目標5：障害児支援の提供体制の整備等（医療的ケア児支援関連抜粋）

項目	R元年度末実績	R2年度末実績	R3年度末実績	R4年度末実績	R5年度末目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	24区市町村	30区市町村	33区市町村	40区市町村	都及び各区市町村において設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	-	-	26区市町村	28区市町村	都及び各区市町村において配置

■次期計画（令和6年度～令和8年度）の策定に係るスケジュール

時期	計画策定に係る事項
令和5年3月	・障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針改定（予定）
令和5年度第1四半期	・区市町村調査 ・東京都障害者施策推進協議会における審議（総会開催）
第2四半期	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 専門部会を月1回程度開催 </div>
第3四半期	
第4四半期	・東京都障害者施策推進協議会による提言（総会開催） ・パブリックコメント ・東京都障害者・障害児施策推進計画策定

事務連絡

□ 令和5年度の協議会開催予定

▼ 第2回

令和5年12月20日（水曜日） 18時30分から

▼ 第3回

令和6年3月26日（火曜日） 18時30分から

※いずれもオンライン会議形式にて実施予定です